

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 (12 月改訂)

岩手県立一関工業高等学校

学校いじめ防止基本方針を策定する意義

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込むことなく、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

1 いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

- ①いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、生徒が明るく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない安全・安心な学校づくりのために教職員一丸となって取り組む。
- ②いじめは、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為であり、決して許してはならないものであることをすべての生徒が認識し、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
- ③いじめに関する事案への対処については、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下に行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

本校では「いじめの定義」に関わらず、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、生徒を守るという信念の下、事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめ防止に関する基本的姿勢

(1) 教職員の姿勢

- ①生徒一人ひとりが自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ②思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ③「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員が持っていることを様々な活動をとおして生徒に示す。
- ④生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

(2) 校内体制について

①いじめ対策委員会

構成	
学校長、副校長、生徒指導課長、厚生課長、教育相談課長、各学年長 各学科長、養護教諭	
実態調査・把握	対応
担任、生徒指導課、学年長 養護教諭	副校長、担任、生徒指導課、学年長 養護教諭

②いじめ対策委員会の役割

委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、生徒や保護者の思いや情報が得られるよう努めるとともに、教職員の指導力向上、いじめ未然防止・早期発見、いじめが起きた場合の適切かつ組織的迅速な対応を目的に、次の取組を行う。

【具体的取組】

- いじめ対策委員会の定期的開催
- いじめ未然防止の啓蒙活動（ポスター掲示、プリント作成）
- いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請）
- 外部相談機関との連携
- 実態把握アンケートの実施・分析
- 定期的な職員間の情報交換
- 職員研修の企画・運営（事例研究等）

3 いじめの未然防止・早期発見について

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒の心情に共感し、その立場に立って行う。したがって、いじめの未然防止・早期発見には、学校、家庭、地域社会との連携を密にし、些細な事柄も注意深く傾聴し対処する。

〈校内の指導場面〉

クラス	学年	教科	生徒会	部活動
・HR活動	・学年集会	・授業での観察	・学校行事	・部員間の把握
・個別面談	・学年だより	・担任との連携	・委員会活動	・顧問面談
・三者面談	・学年会	・生徒指導課 との連携	・啓発活動	・担任との連携
・日常の観察	・日常の観察		・ボランティア活動	・生徒指導課 との連携

(1) いじめの未然防止

- ①「いじめは決して許されないこと」という認識を、すべての生徒が持つように様々な

活動の中で指導する。

- ②規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにし、集団の一員としての自覚の育成を図る。
- ③教職員間において「いじめは絶対許されない」という共通認識を持ち、いじめ防止の校内研修会の実施や職員会議を通して共通理解を図り、組織として対応する。
- ④保護者および地域に対して、いじめ問題の取組についての理解を図る。

(2) いじめの早期発見

- ①個人面談や第三者面談を通じて、生徒が担任に相談できる時間の確保、雰囲気作りに努める。
- ②スクールカウンセラーによる教育相談を有効に活用する。
- ③アンケート調査を定期的に実施し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に務める。
- ④日常の生徒の様子を見守り、生徒に関する情報について教員同士の共有化を図り、必要に応じて保護者と連携しながら対応に当たる。

(3) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査	校内研修	いじめ防止のための会議	評価計画
4月	全校集会	いじめ防止カード配布		第1回いじめ対策委員会	計画・目標の作成、確認
5月		個人面談			
6月		第三者面談 生徒アンケート調査	校内職員研修		
7月	全体講話				
8月					
9月		保護者アンケート調査	校内職員研修	第2回いじめ対策委員会	中間評価
10月	保健講話				
11月		生徒アンケート調査	校内職員研修		
12月	全体講話				
1月					
2月		生徒アンケート調査		第3回いじめ対策委員会	年間評価
3月					報告

4 いじめに対する措置

(1) いじめに関する情報があった場合

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を制止する。
- ②生徒本人や保護者、情報提供者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ③どんな些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為にはきちんと関係生徒から事実確認を行う。その際、被害生徒の人権を守ることを最優先とし、心身のケアなど必要な対応をする。また情報提供者に不利益が生じないように配慮する。
- ④いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、速やかに学年主任・生徒指導課長に報告していじめ対策委員会として情報を共有する。
- ⑤事象の調査の段階では、双方の言い分を公平に、丁寧に聴き取る。加害生徒に対しては先入観と予断をもって臨まないように注意を払う。加害生徒が複数に及ぶ際は、個別に聴き取りを実施して、一人ひとりの関わり方の整合性を確認する。
- ⑥事実確認の結果、被害・加害の保護者への連絡については、担任等関係教員が速やかに行い、事象内容により直接会って経緯を説明する。その際に人権侵害の事実とその問題点、学校の対応状況を丁寧に伝えて、納得と協力を得る。
- ⑦いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても自分自身の問題として捉えさせる。いじめを受けた者の感情についてよく考えさせる。いじめを見て見ぬ振りをすることもまた許されない行為であることに思いを至らせる。

(2) ネット上のいじめへの対応

- ①パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルール等について生徒や保護者に協力を依頼する。
- ②インターネットやソーシャルネットワークの特殊性による危険性について、最新の情報を把握し、様々な場面を通じて生徒や保護者に啓発する。
- ③情報モラル教育を積極的に進め、関係機関との連携を進める。
- ④インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合には、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- ①いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア) 生徒が自殺を企図した場合。
 - イ) 身体に重大な傷害を負った場合。
 - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合。
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合。

- エ)生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てががあった場合。
②いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされいると疑いがあると認めたとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する)

(2) 重大事態への対処

- ①学校は、いじめ対策委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。
- ②県教育委員会の指導・助言の下、専門的知識を有する第三者からなる組織を設け調査する。
- ③重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。
- ④いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。（いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長の判断により、より長い期間を設定するものとする。）
- (2) いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記の要件は、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。

(1) 校務の効率化

- ①教職員が生徒と触れ合う時間を最大限確保できるよう、事務の効率化に努める。

②一部の教職員に過重な負担がかかるないよう組織的取組を行い、全職員で対応できる体制を整える。

(2) 学校評価

- ①いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、生徒・保護者からのアンケート調査や教職員の自己評価を行い、その結果をもとに改善に取り組む。
- ②この基本方針は本校の状況に応じて、いじめ対策委員会において点検・見直しを進め、適切に改訂を行う。